

キャッシュレス化推進の是非

豊田 大晟

はじめに

2023 年の日本ではコンビニエンスストアやスーパー、様々な飲食店など日常的な場面でクレジットカードをはじめとするキャッシュレス決済を利用する人を見かける機会が多い。居酒屋など飲食店のキャッシュレス決済、旅行や高額な買い物の際もインターネット上で電子決済を行うことにより、スマートに買い物をすることができる。1960 年 12 月に設立された日本ダイナースクラブが、日本で初めての多目的クレジットカードを発行して以降、日本でもキャッシュレス決済の割合が緩やかに上がってきている。

このままキャッシュレス化の動きが強まることに対して、キャッシュレス化に対するメリット、デメリットを整理し、キャッシュレス決済を推進することの是非について考えていきたい。

第 1 節 キャッシュレス決済とは

1.1 キャッシュレスの経済政策における位置

経済産業省によるとキャッシュレス政策は経済政策の中の情報/流通・サービス政策に位置し、その中でも通貨を関するため、流通政策に深く関わっていると考えられる。そもそも流通政策とは何か。

流通政策は流通部門に関わる公共政策であり、公共政策とは、公共の利益すなわち社会全体の利益に寄与することを目的とした政府の規制・介入政策である。政府の政策としての公共政策は、その対象と目的によって、経済政策、社会政策、環境政策、教育政策、健康政策、文化政策などに分かれるが、その中で経済政策は、さらに対象とする生産活動・流通活動・消費活動に応じて、生産政策・流通政策・消費政策などに区分される。したがって、流通政策というのは、政府が経済過程に対して形成・実施する公共政策としての諸政策のうち、流通部門の問題を解決するための政策領域である。流通政策についての研究は、関連する領域が多岐である¹。

つまり、流通政策は様々な事業に関連するものであり、事実、キャッシュレスによる電子決済は一般的になってきており、小売業を中心とする様々な業界で使用されている。

1.2 キャッシュレス決済の分類

キャッシュレス化推進の話をする前にそもそもキャッシュレス決済がどのような種類がある

¹ 方 (2005) p. 25.

のかについてまとめる必要がある。

キャッシュレス決済の種類はまず店舗での利用方法によって 2 つのグループに分けられる。

1 つ目に「カード」による区分である。カードには接触型と非接触型がある。接触型とは、クレジットカードのように、カードリーダーとの接触が行われるものを指し、非接触型とは電子マネーのように、かざすだけで決済が行われるものを指す。つまり、前者にはクレジットカードやデビットカードなど、後者には Suica や楽天 Edy などの電子マネーが含まれる。

2 つ目は「スマートフォン」による区分である。これにも非接触型と QR コード、バーコードを読み込む、または読み取ってもらう QR/バーコード型がある。非接触型には Apple Pay や Google Pay、QR/バーコード型には PayPay、LINE Pay、楽天 Pay などがある。店舗での利用方法による分類以外にも、代金清算方法により分類されることもあり、その場合「前払い（プリペイド）」、「即時払い（リアルタイムペイ）」、「後払い（ポストペイ）」の 3 つに分類される。おおむね、電子マネー（前払い）、デビットカード（即時払い）、クレジットカード（後払い）に当てはまるが、QR コードやスマートフォンのウォレット機能などは紐づけられたカードの種類によって分類が異なる²。次にそれぞれの決済方法のうち、まずは「カード」に分類される主な 4 つについて説明する。

1.3 カード型のキャッシュレス決済の種類

① クレジットカード

日本で現金の次に利用率の高い決済方法である。後払いで商品を購入できる反面、カードの保持者である利用者の信用がカードの申し込みの際に審査される³。一括払いや複数回払いなどの支払い方法を選択することができ、利用金額に応じてポイントを貯めることもできる。利用するカード会社の条件によっては獲得ポイントが 2 倍になる、商品の割引を利用できるなど利便性以外にもメリットが存在する。その一方で現金が無い場合でも決済ができるため支払い能力以上の金額を使ってしまうリスクがあり、そうなれば延滞などの事実が信用情報に記録され、大きなペナルティを負うことになることや、インターネットでの利用時にはカード情報を入力するため、情報漏洩のリスクが付きまとうなどデメリットもある⁴。

② デビットカード

特徴として、銀行が発行するキャッシュカードに付随する機能である点と、決済後、すぐに銀行口座から支払う「即時払い」である点が挙げられる⁵。日本では、1999 年よりデビットカードとして J-Debit のサービスが開始した⁶。J-Debit とは、日本デビットカード推進協議会の提供によ

² キャッシュレス決済研究会（2020）p. 44.

³ キャッシュレス決済研究会（2020）p. 46.

⁴ キャッシュレス決済研究会（2020）p. 86.

⁵ キャッシュレス決済研究会（2020）p. 46.

⁶ 前田（2018）p. 22.

る、日本のデビットサービスであり、同協議会の加盟金融機関のキャッシュカードがそのままデビットカードとして利用できるサービスのことを指す。2025 年現在において J-Debit サービスの利用は、決済金額、決済件数ともに減少に転じている。その一方で、広がっているのが国際ブランドの付いたデビットカード、ブランドデビットである。ブランドデビットは、クレジットカードにおいて利用されている国際ブランドのネットワークを利用して支払いを行うものである⁷。

③ プリペイドカード

クレジットカードやデビットカードとの一体型や QUO カードや図書カード、磁気カードのような磁気型、コンビニなどでカードに記載された英数字のコードを Web サイトに入力して利用するサーバ型などのギフトカードタイプなど、様々な種類がある。共通しているのは、あらかじめチャージして使う「前払い」だということである⁸。

下記のカードは、電子マネーに分類され、モバイル型のものはスマートフォンによる決済に分類されることもある。

1.4 電子マネーの種類

① 交通系電子マネー

かざすだけで電車やバスに乗車できる交通系 IC カードの電子マネー機能のことを指す。代表的なものに、JR 東日本が発行する Suica がある。ほかにも JR 北海道の Kitaca や JR 西日本の ICOCA、福岡市交通局のはやかけんなど、いわゆるご当地交通系 IC カードが全国的に展開されている。さらに、これらの電子マネー機能付き乗車カードのうち 10 種類については、相互に利用できる交通系 IC カード全国相互利用サービスに加盟しており、それぞれのカードの利用範囲内に含まれる 250 以上の事業者による交通機関で利用が可能になっている。なお、ポストペイ型の PiTaPa を除いて、電子マネーとしての相互利用も実施されており、旅先での買い物にも利用できるメリットがある⁹。

② 支払い系電子マネー

買い物での支払いを主とする、交通系以外の電子マネーを一括りにしたもので、さらに流通型とポストペイ型に分けることがある。このうち流通系には、イオンリテールの WAON やセブン & アイの nanaco、楽天の楽天 Edy など、プリペイド型の IC カードが含まれる。小売業者が発行元であることから、グループ店舗でのポイント加算が特徴である。他方、ポストペイ型電子マネーには、NTT ドコモの iD と JCB の QUICPay、QUICPay+がある¹⁰。流通型といってもさまざまで、WAON を例とすると、WAON には、一般的な IC カードタイプの WAON カードの他に、い

⁷ 前田（2018）p. 22.

⁸ キャッシュレス決済研究会（2020）p. 46.

⁹ キャッシュレス決済研究会（2020）p. 92.

¹⁰ キャッシュレス決済研究会（2020）p. 94.

くつかの種類が存在する。イオンバンクカードなどのキャッシュカード一体型や、クレジットカード一体型、そしておサイフケータイ機能を持つ Android スマートフォンで利用できるモバイル WAON などがある。チャージ方法は、イオングループの店舗での店頭チャージやイオン銀行の ATM でのチャージ、インターネットやスマートフォンを使ったクレジットカードからのチャージに対応しており、入金限度額は2万円または5万円で WAON の種類や設定によって異なる¹¹。対してポストペイ型の QUICPay はクレジットカードブランドの JCB が運営するものであり、基本的にクレジットカードに紐づけて使用される後払いタイプの電子マネーである¹²。後払いのためチャージは不要であり、強みとして対応するクレジットカードの多さと設置台数 92 万台という利用店舗の多さが挙げられる。

第2節 日本におけるキャッシュレス化の現状

2.1 キャッシュレス決済比率の推移

日本のキャッシュレス化の動向を考察するため、まず日本の 2023 年のキャッシュレス決済比率を見ていきたい。以下の数値は経済産業省により算出されたものであり、算出方法は、以下の式である。

キャッシュレス決済比率＝

$$\begin{aligned} & (\text{クレジットカード支払額} + \text{デビットカード支払額} + \text{電子マネー支払額} \\ & + \text{QRコード決済支払額}) \div \text{民間最終支出} \end{aligned}$$

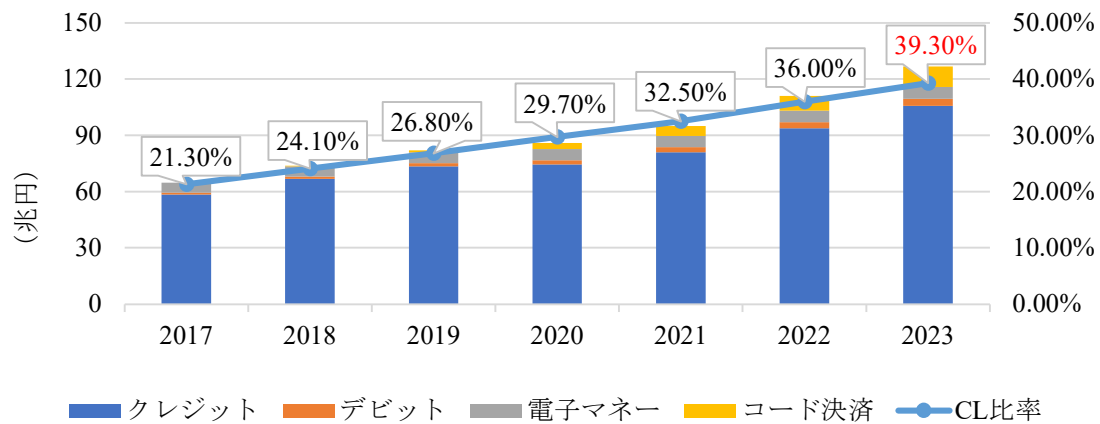
各数値の出典を以下に記述する。

- ・ クレジットカード支払額：日本クレジット協会調査、2012 年までは加盟クレジット会社へのアンケート調査結果を基にした推計値、2013 年以降は指定信用情報機関に登録されている実数値を使用
- ・ デビットカード支払額：日本デビットカード推進協議会（～2015 年）、2016 年以降は日本銀行「決済システムレポート」・「決済動向」
- ・ 電子マネー支払額：日本銀行「決済動向」
- ・ QRコード決済支払額：キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」
- ・ 民間最終支出：内閣府「国民経済計算」

¹¹ キャッシュレス決済研究会（2020）p. 100.

¹² キャッシュレス決済研究会（2020）p. 100.

図1 日本のキャッシュレス決済推移



(出所) 経済産業省 (2023) より筆者作成。

これによると、日本の 2023 年のキャッシュレス決済比率は、39.3%であり、その内訳は、クレジットカードが 83.5% (105.7 兆円)、デビットカードが 2.9% (3.7 兆円)、電子マネーが 5.1% (6.4 兆円)、コード決済が 8.6% (10.9 兆円) である。これは前年度に比べ 3.3%の上昇であり、10 年前の 2013 年の 15.3%と比べると 20%以上の上昇となっている。

経済産業省は、キャッシュレス決済比率を 2025 年までに 4 割程度にするという目標を掲げ、キャッシュレス決済の推進に取り組んでいる¹³。下のグラフの数値から、順調にこのままキャッシュレス化を推進すればその目標を満たすと考えられる。

2.2 キャッシュレス推進要因

キャッシュレス化推進には次の要因が挙げられる。

第一にクレジットカードの普及である。日本では、現金に次いで利用されている決済手段がクレジットカードであり、グラフからも読み取れるように、クレジットカードの利用率は年々増加している。5 万円超の支払いにおいてクレジットカードは、2011 年に現金利用の 48.6%を超え 51.1%に達し、その後も利用率が上昇している。1 万円超 5 万円以下においてもクレジットカードは、2017 年に現金利用の 52.9% を上回り 54.1%に達している。日本においてクレジットカードの利用は、高額消費のみならず消費全般に引き続き広がっているのである¹⁴。

第二に電子マネーの普及である。金融広報中央委員会の調査では、デビットカードを含む電子マネーの利用比率を開示しているが、同比率は小額支払いにおいて上昇傾向にある。1000 円以下の支払いにおけるデビットカードを含む電子マネーの利用比率は、2007 年は 2.4%に過ぎなかったが、2014 年には 10%を超えている。また 1000 円超 5000 円以下の支払いにおけるデビット

¹³ 経済産業省 商務・サービスグループキャッシュレス推進室 (2022) p. 2.

¹⁴ 前田 (2018) p.26.

カードを含む電子マネーの利用比率は、2007 年の 1.3%から、2016 年には 10%を超えた¹⁵。

金額で表すと、日本における電子マネーの決済金額は、2008 年の 7581 億円から 2017 年には 5 兆 1994 億円へと年率 21.2%成長を遂げた¹⁶。つまり、高額支払いには、ポストペイ型のクレジットカード、小売店等の少額支払いの際には、前払いが多い電子マネーが好まれているといえる。

次に消費者からの視点からみる。消費者庁が行ったキャッシュレス決済を用いる理由を聞いた調査では「支払手続が簡単・迅速である」、「割引やポイントなどの特典がある」、「非接触なので感染予防・対策になる」、「現金を用意して持ち歩かなくていい」といった意見が多く、そのなかでも「支払手続が簡単・迅速である」という意見を挙げた人の割合は 3 割を超える結果となっている。コロナ禍でネットショッピング、非接触の金銭のやり取りが増えたこともキャッシュレス決済比率を上昇させる要因となったと考えられる。

キャッシュレス決済の利用率についての年齢別調査では 30 歳代の利用率が 80.6%で最も高く、20 歳代から 50 歳代で 6 割を超え、60 歳代でも 5 割を超える利用率となっている。一方、70 歳以上の高齢者になると、キャッシュレス決済の利用率は 3 割以下となっている¹⁷。

キャッシュレス決済にはポイントやクーポンなど様々なメリットが伴うが、電子決済などになると 20~60 歳と高齢者とのデジタル格差が生まれてしまっているのではないか。日本がキャッシュレス化を進めていくなかでそのデジタル格差にどのように対応していくかが課題となっている。

さらに懸念されるのが国際化の問題である。日本では 2025 年現在、外国人観光客が増加している。2017 年における訪日外国人観光客数は、前年比 19%増の 2869 万人と過去最高を記録した。しかし、海外から日本を訪れる旅行客にとっては、自らのスマートフォン等を通じてモバイル決済を利用できる場所が現実には極めて少ないという問題がある。2016 年 10 月には、Apple Pay が日本で取扱いを開始した。日本における Apple Pay は、FeLiCa（フェリカ）と呼ばれる非接触 IC カードの仕様が用いられており、Suica や iD、QUICPay（クイックペイ）の加盟店であれば iPhone をかざして支払いができる。しかし世界の Apple Pay は、国際標準である TypeA/TypeB 仕様が用いられており、Visa、Mastercard、アメリカン・エクスプレス、銀聯などの非接触インフラが利用されている。そのため、訪日外国人の保有する Apple Pay は、日本の加盟店では利用できないところがある。グローバル化が進む現代において、同じ支払手段であっても、使える国と使えない国があるのは、キャッシュレス化の阻害要因となる。支払手段が一般化するためには、広く世界で使える仕組みが必要なのである¹⁸。

2.3 地域間のキャッシュレス格差

世代間のキャッシュレス格差について言及したが、次に地域間でのキャッシュレス決済比率

¹⁵ 前田（2018）p.26.

¹⁶ 前田（2018）p.31.

¹⁷ 消費者庁（2021）.

¹⁸ 前田（2018）p.33.

がどのようになっているのかを見ていきたい。以下の数値は、総務省統計局「2019 年全国家計構造調査家計収支に関する結果 結果の概要」から引用したものである。総務省の調査によると都道府県別の「現金」以外の支出の割合は以下の表のとおりである。

図2 都道府県別「現金」以外の支出

【消費支出】			【消費支出】		
順位	都道府県	「現金」以外の支出 の割合 (%)	順位	都道府県	「現金」以外の支出 の割合 (%)
1	千葉県	31.2	25	山口県	23.6
2	神奈川県	31.2	26	栃木県	22.9
3	東京都	31.0	27	鳥取県	22.7
4	愛知県	30.9	28	島根県	22.2
5	京都府	30.4	29	福岡県	21.8
6	三重県	30.1	30	岡山県	21.7
7	広島県	29.1	31	新潟県	21.5
8	北海道	28.2	32	和歌山県	21.3
9	宮城県	28.0	33	秋田県	20.7
10	茨城県	27.9	34	福井県	20.5
11	兵庫県	27.3	35	群馬県	20.4
12	埼玉県	26.9	36	徳島県	20.4
13	奈良県	26.6	37	高知県	19.5
14	滋賀県	26.6	38	愛媛県	19.4
15	沖縄県	26.5	39	岩手県	19.4
16	石川県	26.2	40	青森県	18.6
17	岐阜県	25.8	41	熊本県	18.5
18	大阪府	25.2	42	山形県	18.5
19	富山県	25.2	43	大分県	17.6
20	福島県	24.9	44	宮崎県	16.4
21	静岡県	24.6	45	佐賀県	16.3
22	山梨県	24.4	46	長崎県	15.9
23	長野県	24.1	47	鹿児島県	14.9
24	香川県	23.7			

(出所) 総務省 (2019) より筆者作成。

総世帯の「現金」を除く購入形態（「クレジットカード、掛買い、月賦、電子マネー」）での支出割合を都道府県別にみると、千葉県が31.2%と最も高く、次いで神奈川県、東京都、愛知県、京都府となっている。一方、鹿児島県が14.9%と最も低く、次いで長崎県、佐賀県、宮崎県、大分県となっている¹⁹。この数値から都市部はキャッシュレス決済比率が高く、それに対し地方ではキャッシュレス決済比率が低い傾向にあることが分かる。

2.4 都市部と地域間格差の理由

ここからは地方と都市部間において、キャッシュレス決済比率の格差が存在する理由について考えていきたい。

考えられる理由としては、地方から都市部への若者の流出が挙げられる。先ほどの「日本におけるキャッシュレス化の現状」の中でも言及したようにキャッシュレス決済比率には世代間の格差が存在し、それが地方のキャッシュレス化に影響を及ぼしていると考えられる。中田(2019)は「地方におけるリテール決済のキャッシュレス化の進展に向けた課題」のなかで、地方でキャッシュレス決済が普及しない理由について以下のような見解を述べている。

日本では人口減少が本格化し、あわせて地方から都市への人口移動が生じている。しかも、地方から流出するのは若い生産年齢人口が中心であり、地域経済の活力を失わせる方向に作用している。つまり、「量（人口規模）」・「質（購買意欲）」の両面で地方の財・サービスに対する需要は縮小している。このような状況では、キャッシュレス決済を導入しても、顧客数の増加や客単価の上昇といった効果が大きく働くことは期待しにくい。それゆえ、地方部の小売・サービス事業者はキャッシュレス決済の導入を躊躇し、さらには、利用できる店舗が増えないがために消費者の間でもキャッシュレス決済の関心が高まらないのだと考えられる²⁰。

つまり、若者がいない地方では、店舗側もキャッシュレス決済の導入をしにくい状況が生まれるのである。

第3節 諸外国におけるキャッシュレス決済の現状

3.1 韓国のキャッシュレス比率と現状

次に諸外国のキャッシュレス比率について簡潔にまとめたい。経済産業省の資料によると、2020年の主要各国のキャッシュレス決済比率は40～60%台にまとまっており、日本のキャッシュレス決済比率が諸外国に比べ低いことが伺える。諸外国のなかでも特に比率が高いのが韓国と中国である。韓国および中国に関しては、Euromonitor Internationalからの参考値ではあるもの

¹⁹ 総務省統計局（2019）p. 4.

²⁰ 中田真佐男（2019）p. 7.

の、韓国が 93.6%、中国が 83.0%の比率となっている²¹。同じ東アジアの国であるにも関わらず、日本が韓国、中国に比べキャッシュレス決済比率が低い理由について考えていきたい。

韓国のキャッシュレス決済比率が高い背景には、アジア通貨危機からの打開策として、政府主導でクレジットカード決済促進策を実施してきたことがある。さらに、中央銀行である韓国銀行は、お釣りを既存のプリペイドカードに戻すなどのコインレス・キャンペーンを進めている。最近では、さらなるキャッシュレス化への取組みとして、政府主導で中小企業のクレジットカード手数料負担を軽減する目的で、QR コードを用いて銀行口座に紐づけた決済手段「ゼロペイ」を普及させようとする動きがある。韓国のキャッシュレス比率が高い背景には同国固有の背景がある点に留意が必要であるが、新たな取組みも進められていることから、今後の状況が注目される²²。

韓国では決済比率の高いクレジットカードに加え、QR を用いた新たなサービス「ゼロペイ」を推進しており、キャッシュレス決済に力を入れているのである。「ゼロペイ」とは、政府が主導している決済中間段階がない小商工業者を対象とした簡単決済であり、小売業者が負担する利用料負担を「画期的に軽減」することを目指して導入されたものである²³。

スマートフォンのアプリを開いて QR コードを読み取るという日本の PayPay と似た決済方式となっており、その特徴として、事業者が負担する手数料は最低 0%まで引き下げるとともに、消費者は年収の 4 分の 1 を超えるゼロペイ決済額の 40%の所得控除を受けられる仕組みとなっていることが挙げられる。韓国では政府が積極的にキャッシュレス決済サービスを主導しており、それが高いキャッシュレス決済比率につながっているのである²⁴。

3.2 中国のキャッシュレス決済の現状

次に同じくキャッシュレス決済比率の高い中国について着目していきたい。中国では 2010 年からオンライン決済の普及が始まり、さらに 2015 年からスマートフォンの普及とともにモバイル決済が広まることによって、中国の人々の決済行動は大きく変化するようになった。QR コードを読み取り可能なスマートフォンさえ持てば、スーパーマーケットからデパート、タクシー、病院、露店まで生活のすべてのシーンで支払いを完結できる²⁵。

中国のキャッシュレス決済普及の発端となったのは Alibaba（アリババ）による Alipay（アリペイ）の運営であり、2008 年、Alipay はモバイル端末での決済サービスを提供し始め、その後、2013 年には Tencent（テンセント）の Wechat-pay（ウィーチャットペイ）が参入した²⁶。2018 年

²¹ 経済産業省 商務・サービスグループキャッシュレス推進室（2022）p. 2.

²² 財務省財務総合政策研究所（2019）p. 1.

²³ 財務省財務総合政策研究所（2019）p. 13.

²⁴ 財務省財務総合政策研究所（2019）p. 13.

²⁵ 趙・水ノ上（2020）p. 34.

²⁶ 卫（2020）pp. 91-92.

時点ではこの2つの決済サービスが、中国市場においてモバイル決済の9割以上を占めている²⁷。

易観（2018）によれば、2018年第1四半期は、非銀行系モバイル決済市場において、シェア上位2社のアリペイ（Alipay、支付宝）とウィーチャットペイ（WeChatPay、微信支付）が取引総額に占める割合はそれぞれ53.76%と38.95%であり、両社によって市場の92.71%が占められており、寡占がかなり進んでいた。一方、同じく2018年第1四半期では非銀行系オンライン決済の総額では、アリペイが23.83%、ユニオンペイが23.53%、ウィーチャットペイが10.14%であり、モバイル決済ほどではないものの、上位3社による市場シェアは57.5%と高い。中国の非銀行系決済市場ではアリペイとウィーチャットペイ両社の間で激しい競争が繰り返されている²⁸。

中国でキャッシュレス決済がここまで普及した理由に偽札問題が挙げられる。モバイル決済を導入する前の中国は、まだ現金ベースの経済体系であったため、偽札の横行が深刻な社会問題となっていた。特にファーマーズマーケットなどで安い農産物を販売する農民達を狙って100元の偽札を使うことがよく見られた。モバイル決済の利用によって、現金の利用が大幅に減少すれば偽札が利用されるリスクが小さくなる。そのため、中国では、屋台・ファーマーズマーケットで朝食や野菜・果物の販売など身近な生活場面で、一気に普及するようになった²⁹。

韓国と中国の両国において、キャッシュレス決済の普及の背景には同国の経済状況、社会問題が関わっているのである。

3.3 スウェーデンのキャッシュレス決済の現状

では、比較的キャッシュレス決済比率が日本と近いドイツ、スウェーデンではどうか。まず、経済産業省によると、2020年の両国のキャッシュレス決済比率はスウェーデン46.3%、ドイツ21.3%であり、ドイツに関しては日本の32.5%を下回っている。両国の現状は、財務省による「デジタル時代のイノベーションに関する研究会」報告書第6章「スウェーデン及びドイツにおけるキャッシュレス化の現状と課題」によると、スウェーデンについては、「決済のキャッシュレス化が進み、中央銀行が電子通貨発行を検討するほどのキャッシュレス先進国」等の紹介がみられる一方、ドイツについては「我が国同様、現金による支払が好まれる国」といった説明に接する機会が多い³⁰。

同じEU加盟国でなぜここまでの開きが出てくるのだろうか。まず、スウェーデンにおけるキャッシュレス化は、政府や中央銀行による政策的なキャッシュレス化推進の結果ではなく、“Market Driven Process”によるものと説明される³¹。“Market Driven Process”とはいわば、「市場主導」のことを指す。これを踏まえて、スウェーデンでキャッシュレス化が進んだ要因を考えた

²⁷ 亘（2020）p. 96.

²⁸ 趙、水ノ上（2020）pp. 36-37.

²⁹ 亘（2020）p. 100.

³⁰ 財務省財務総合政策研究所（2019）p. 1.

³¹ 財務省財務総合政策研究所（2019）p. 2.

い。

財務省による「デジタル時代のイノベーションに関する研究会」報告書第6章「スウェーデン及びドイツにおけるキャッシュレス化の現状と課題」ではスウェーデンのキャッシュレス化が進んだ要因として以下の事柄が挙げられる。

『先ず、1990年代からのIT化推進策の結果、社会全体のIT化水準が向上したこと。スウェーデンの経済・社会のデジタル化の進展は、欧州委員会の2018年調査によれば加盟28か国中、第2位とされている。

第2に2003年の国民投票の結果、ユーロへの参加が否決され、人口約1千万人の国家で自国通貨、それに応じた決済システム、金融システムを維持・確保することへの問題意識があったとされる。特にeコマース市場の成長等、IT化が進展した時期にあつて、全世界的に決済サービスを提供する外国系IT企業の進出・市場席捲に対し、IT化推進国であつた。ゆえに問題意識が高まったことは想像に難くない。

第3にスウェーデンの金融界の特色が指摘されている。具体的には、スウェーデンの市場規模を踏まえ、過当競争に陥ることを避け、共通インフラ（BiR、BankID、Swish⁷）を構築する面では協調し、その上で競争するという方針で主要銀行が一致して取り組んだことが2012年に開始されたモバイル決済サービス、Swishの普及につながった。金融機関に対する国民の信頼性が高かったことがサービス利用の広がりにつながったとの指摘もある。

第4に、現金取扱環境の悪化がある。2000年代以降、犯罪被害のリスクを理由に、現金を取り扱う公共交通機関や金融機関従業員から現金取扱業務を不安視する声上がり、現金取扱にかかる警備費用等が高騰した結果、現金取扱が高コスト化したとされる。他方で、現金を取り扱う支店やATMが削減される中でも、利用者は店舗等での支払に際してカード利用（デビット・クレジット）が広範囲に可能であり、2012年以降、Swishが普及すると個人間支払も簡便にキャッシュレスで行えるようになった。最近のデータではATMから現金を引出す頻度は月1回未満という回答が4割で最多となっている状況にあり、市場が現金に対する需要を低下させ、キャッシュレス化が進展したことになる³²。』

つまり、スウェーデンのキャッシュレス化要因をまとめると、IT技術の高さ、国民の意識、主要銀行を主とする金融界の協調、現金への不信感が挙げられる。スウェーデンも中国、韓国と同様に独自のモバイル決済サービスを導入しており、その際に高度なIT技術が必要となっていることが分かる。金融界の特色についてはスウェーデン独自のものとされているため、他国との比較が難しいが、国民の経済に対する意識、現金への不信感という点では、前述した韓国のアジア通貨危機、中国の偽札問題と共通点がみられる。

³² 財務省財務総合政策研究所（2019）pp. 2-3.

3.4 ドイツでのキャッシュレス決済の現状

それでは一方、キャッシュレス決済比率が低いドイツはどのような特徴があるのだろうか。

財務省による「デジタル時代のイノベーションに関する研究会」報告書第 6 章「スウェーデン及びドイツにおけるキャッシュレス化の現状と課題」では、ドイツの現状について、

『支払手段の選択において我が国と並んで現金が利用されているとされるドイツであるが、

直近の中央銀行の支払手段の利用状況調査によれば、回数ベースでは約 4 回に 3 回は現金で支払うとされているものの、金額ベースでは現金の割合は 5 割を切っている。デビットカードの利用も回数ベースで約 2 割、金額ベースで 35% となっており、一般的と呼んでよい水準であろう。クレジットカードは取引回数で 2%、金額で 5% である。すなわち、日常的な少額の支払では現金の利用割合は高いが、現金一辺倒ではなく、支払額が大きくなるとデビットカードの利用が増え、50 ユーロ以上の支払では一位となっており、使分けの傾向がうかがわれる。(中略) なお、ユーロ圏内で比較するとドイツの現金指向の程度は中程度であり、ドイツ以上に現金指向の強い国々も少なくない。長期的にみれば、新たな支払手段が現金を代替していくと考えている人も 4 割存在し、現金以外の利用が緩やかに増加すると見られている³³。』

としており、キャッシュレス化への動きがみられる部分がみられる。それでもキャッシュレス決済比率が低いのはなぜか、財務省は続けて、

『現金支払の「匿名性」が利点に挙げられていることには、歴史的な背景が影響しているとの指摘がある。ベルリンの壁が崩壊したのは 1989 年であり、30 余年が経過したものの、東西分断の痕跡は現在のベルリンにも少なからず見て取れる。当然、都市を分断した「中央監視」に関連して刻まれた記憶と感情は消えておらず、匿名性の価値が、インターネットの時代に改めて想起されたとしても不思議ではないであろう。ドイツは連邦国家であり、「強い分権性」が、通用力の高い現金を支持させているとの指摘もある。交通系電子マネーも導入されているものの、相互利用ができないため、使いにくさが残るという。他方、我が国でも、発行体が異なる交通系電子マネー (IC カード) が全国的に相互利用サービスを拡大し、利便性を向上させるまでには相応の年月を要しており、現在でも相互利用可能な範囲にも種々の制約が残っていることに鑑みれば、ドイツにおいても、今後、状況が変わる可能性も排除はできないと思われる³⁴。』

と述べており、現金への不信感がある中国、スウェーデンとは対照的に、ドイツではその歴史から、現金の匿名性が支持されていることが分かる。また連邦制であるがゆえに、他の地域同士で電子マネーの相互利用ができないという制約がある。ドイツのキャッシュレス化には大きな障

³³ 財務省財務総合政策研究所 (2019) pp. 6-7.

³⁴ 財務省財務総合政策研究所 (2019) p. 7.

壁があることが分かる。

第4節 日本でのキャッシュレスの普及、また推進すべきか否か

4.1 日本におけるキャッシュレス推進の課題

前節では中国と韓国、そしてスウェーデンのキャッシュレス決済比率の高さについて述べたが、日本ではなぜキャッシュレス決済がそこまで普及していないのだろうか、その理由について述べていきたい。

日本のキャッシュレス決済の特徴の1つ目として、クレジットカードの利用が多く、デビットカードの利用率が低いことが挙げられる。デビットカードの利用率が低いことが諸外国に後れを取っている理由である。世界のキャッシュレス化推進要因を見てみると、デビットカードの利用が広がっている国がみられる。小切手が多く利用されてきたイギリスでは、小切手利用を代替する形でデビットカードの利用が広がっていった。

アメリカや韓国など、クレジットカードが先行して広がった国においても、デビットカードの利用が進んでいる。例えば、アメリカでは2006年に取引件数で、デビットカードがクレジットカードを上回っている³⁵。

日本で進んでいる新たな支払手段の多くは、消費者が支払いを行う際の利便性を向上させている。例えば、電子マネーを利用する際に、専用のカードではなくスマートフォンにより支払いができるのは便利である。ただし、それは支払いの媒体が、カードからスマートフォンに代わったということである³⁶。

デビットカードもその特徴を持っていると考えられるが、なぜ日本ではデビットカードが普及していないのではないかと。日本の1人当たりデビットカード保有枚数は3.32枚で、中国の4.09枚に次いで世界で2番目に多くなっている。ただし、日本では、キャッシュカード(ATMカード)にデビットカード機能が付いている場合が多く、それらもデビットカードとしてカウントされている。日本で、キャッシュカードが買い物等の支払いにそのまま利用できるサービスをJ-Debitと呼ぶ。J-Debitは、1999年からサービスを開始した。

アメリカやヨーロッパで、デビットカード機能を利用するには専用のデビットカードを発行してもらう必要があるが、J-Debitは金融機関のキャッシュカードがそのままデビットカードとして利用できるサービスである。日本では、個人の身分証明さえできれば銀行口座の開設は比較的容易であり、キャッシュカードの保有は普及している。しかし、キャッシュカードにデビットカード機能が付いているという認識は薄く、2016年におけるJ-Debitの決済金額は4023億円で、名目GDP比0.1%に過ぎない³⁷。

³⁵ 前田(2018) p. 29.

³⁶ 前田(2018) p. 36.

³⁷ 前田(2018) p. 22.

つまり、日本ではデビットカードの認知が低いのである。

しかしそれは国民の認知が低いという問題だけではなく、金融機関側にも問題があるのである。銀行にとってデビットカードは、預金口座を獲得するツールとなる。金融機関のなかでも銀行は、預金を獲得することで貸付余力を増すことができる。ただし、デビットカードの利用が直接的に個人向け貸付の増加につながる訳ではなく、銀行は新たな貸付先を開拓する必要がある。日本の銀行は預貸率が70%を下回るまで低下しており、預金獲得を主目的としてデビットカードを発行している銀行は少ないであろう。

一部の銀行は、デビットカード発行に際し、発行手数料を徴収しており、デビットカードの収益化を図ろうとしている。しかし、クレジットカードの1回払いが主流となっている日本では、利用額に応じたキャッシュバックなどデビットカードに新たなサービスを付加しなければならなくなっており、金融業として主要な収益源となるのは容易なことではないと考えられる。

口座維持手数料を徴収している米銀とは、小額の預金を獲得するインセンティブが異なっている。デビットカードの利用で得られるものとして、消費者がデビットカードを、いつ、何に利用したかという利用情報がある。デビットカードの利用情報は、銀行にとって有益な情報となる可能性があるが、日本でデビットカードの利用が限られている現状では、その情報の量に限界があると考えられる³⁸。

2つ目に現金嗜好の強さが挙げられる。1969年にキャッシュディスペンサー（現在のATM、以後CDと略）が日本に導入された。それと同時期に、給与の金融機関口座への振込が急速度で普及したが、これにより顧客が金融機関の窓口において預金の払出しを行う頻度が多くなり、金融機関の側では窓口事務の合理化の観点からもCD・ATMの設置が増加することとなった³⁹。

日本ではこれ以降、金融機関のオンライン業務連携が進んでいき、金融機関のキャッシュカードさえ持っていれば、至る所に設置されているATMから現金を容易に引き出すことができる。これによりキャッシュレス決済に頼らずとも、現金決済で十分事足りるのである。さらに、現金以外が利用できない場面が多いことも日本の現金嗜好の原因である。

経済産業省によって2023年に行われた消費者実態調査の分析結果（全国の18-79歳の消費者を対象にWeb調査を実施したもの）によると、業種別に決済手段に特徴があり、百貨店、家電量販、ホテル/航空券はクレジットカードの利用が50%以上で、コンビニはコード決済中心、電車賃は電子マネー中心であった⁴⁰。一方で、キャッシュレス決済が利用できないと認知されている業種として、個人経営の飲食店、理美容室、クリーニング店、病院等がみられる⁴¹。

日本ではキャッシュレス決済だけでは生活に支障をきたす状況にあると考えられる。事実、フルキャッシュレス層でも74%の人は現金を持ち歩いており、現金がなくても生活できると感じている人は少数派である⁴²。これに加え、不正利用、決済ができない（残高不足等）、お店への不

³⁸ 前田（2018）pp. 30-31.

³⁹ 斉藤（2018）p. 49.

⁴⁰ 経済産業省（2023）p. 4.

⁴¹ 経済産業省（2023）p. 4.

⁴² 経済産業省（2023）p. 4.

不安が主な不安要素となり、そのようなキャッシュレス決済の不安のために使わなかったことがある人は22%存在し、キャッシュレスの利用頻度が低いほどその割合が高くなる⁴³。

つまり、キャッシュレス決済比率が増加するためには、日常で現金を持ち歩かなくても生活ができる環境を整備することが必要となると考えられる。外国人観光客向け、2016年3月30日には、政府は「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」との視点から、「主要な商業施設や宿泊施設、観光スポットにおける「100%のクレジットカード決済対応」および「100%の決済端末のIC対応」、3メガバンクにおける海外発行カード対応のATMの設置計画の大半の大幅な前倒し要請（2020年→2018年）などにより、キャッシュレス環境を実現させます」とした。ATMの海外発行カード対応については、電子決済促進とは若干異なるが、外国人がキャッシュを用意せずに訪日できる環境を目指している⁴⁴。

外国人観光客に対してだけでなく、国民の生活にもこの政策が浸透することがキャッシュレス決済比率向上のためには求められる。

4.2 キャッシュレス推進施策

前述したとおり、日本はキャッシュレス化に関して多くの課題があることが分かった。ではこれから日本はどのようにキャッシュレス化を進展させていくべきか考えたい。

まず1つ目は現金利用を抑制することである。

前述したとおり、日本では現金が好まれ、それがキャッシュレス化を阻害する要因となっている。そして2024年現在注目されているのが現金利用の抑制策である。世界各国において、銀行券の発行残高の大部分が日常的な支払決済に用いられているわけではない。高額の現金使用には、犯罪やテロの資金としての利用が多く、マネーロンダリングのための手段ともなっていることが予想される。

退蔵される現金には脱税等の犯罪と関わるケースが非常に多いことも事実であろう。こうしたこともあり、各国において現金利用の抑制策が採用されてきている⁴⁵。

しかし日本の状況で現金の完全廃止することは困難であろう。そのため、斉藤（2018）は、高額紙幣の廃止・小額硬貨の廃止を提唱している。高額紙幣の廃止は現金全廃よりも弊害が少なく、その利益は大きい。高額紙幣のシリアルナンバーを自動的に検知する等のシステムは不可能ではないものの、現実的には相当に難しいといえるであろうし、それであるならば電子取引にすればよいとも思われることから、キャッシュレス化を進展させるためには高額紙幣の廃止は有力な選択肢となつてこよう⁴⁶。

斉藤（2018）は続けて、完全な現金使用の禁止でなくとも、高額紙幣を廃止するだけで、前述

⁴³ 経済産業省（2023）pp. 18-19.

⁴⁴ 斉藤（2018）p. 52.

⁴⁵ 斉藤（2018）p. 61.

⁴⁶ 斉藤（2018）p. 61.

のキャッシュレス化のメリットのほとんど、特に「地下経済の縮小、犯罪・テロ資金の縮小」や「金融政策の有効性の向上、金融危機の抑止」については、相当程度にその目標を達成することが可能なのであるとし、現金廃止のメリットは、現金がもつリスクの軽減にもつながっているのである⁴⁷。諸外国において続々と高額紙幣が廃止されているなかで、日本のみが高額の1万円札を温存したままとすることは、日本とは不公正取引・違法取引、脱税資金の退蔵に甘い国との評価を受けるリスクが存在する。その意味で、電子決済比率が一定程度高まった状況においては、日本においても高額紙幣の廃止を真剣に検討すべきであろう。高額紙幣の廃止によって、現金による消費はかなり抑えられることが考えられる。

高額紙幣廃止に比べればマイナーではあるが、少額硬貨廃止の動きも北欧諸国等で進展している。こうしたこともあり、各国において現金利用の抑制策が採用されてきている。現金利用の抑制策を徹底するのであれば、現金支払い完全禁止とすればよいわけではあるが、近い将来においてそれが実現する可能性はほとんどないであろう。

実現可能性が高く、国によってはすでに実施されているものとしては、コインレス化においては、韓国が熱心に取り組んできている。韓国銀行は、2009年から、硬貨を回収し、紙幣に交換するキャンペーンを展開している。また、ベトナムにおいては、硬貨はほとんどないが、2011年からは鑄造自体が行われていない⁴⁸。日本においては少額硬貨の廃止論議が盛り上がっているわけではないが、電子マネー取引の増加は相当程度に硬貨による取引を代替してきており、硬貨の発行残高は近年において減少してきている⁴⁹。

高額取引・特定種類の取引への現金利用の制限もキャッシュレス推進の要因となりうる。高額紙幣の廃止の他の現金使用抑制策としては、高額取引や特定種類の取引への現金の利用制限が考えられる。日本においては、日本銀行が発行する銀行券は「法貨として無制限に通用する」（日本銀行法第46条第2項）と規定されており、政府が発行する貨幣（法貨）は額面価格の二十倍までを限り、法貨として通用する」（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第7条）と規定されている。

しかしながら、法貨の強制通用力についての定めは、その一部または全部を排除する当事者間の合意も有効であるとされており、契約自由の原則により、キャッシュ（銀行券・硬貨）以外による支払いを行うとすることは可能である。

まず、高額取引への現金利用の制限であるが、これにより不公正な取引・犯罪やテロの資金としての利用の抑止や事後的な検証が可能である。高額紙幣の廃止、例えば1万円札を廃止したとしても、不公正取引・違法取引や脱税資金の退蔵は5千円以下の紙幣により行われるのであれば意味はないことから（それ以前よりは、不正をやりにくくはなるとしても）、高額取引への現金利用の制限は、地下経済の抑制というメリットのあるキャッシュレス化を進展させるために必要であろう⁵⁰。

⁴⁷ 斉藤（2018）p. 61.

⁴⁸ 斉藤（2018）p. 61.

⁴⁹ 斉藤（2018）p. 63.

⁵⁰ 斉藤（2018）p. 63.

4.3 キャッシュレス化のメリット

先ほど述べたキャッシュレス化が進むことによる高齢者とのデジタル格差以外にも、キャッシュレス決済の問題点があるか、キャッシュレス決済のメリットとともに整理したい。

まずは、キャッシュレス化のメリットについて並べていきたいと思う。

① 製造面のコスト削減

現状、日本では紙幣は年間約 30 億枚印刷されており、500 億円程度の製造コストがかかっている。その他、発行後においてもそのメンテナンスのためのコストがかかっている（日本銀行の一般事務費の多くは紙幣の保管・輸送・回収・廃棄等の関連コストであり約 450 億円である）。一方、硬貨（コイン）は年間 11 億枚以上が製造されている⁵¹。キャッシュレス化により現金が不要となればこれらの製造コストに加え、メンテナンスコストが不要となり、キャッシュレス化のメリットといえるだろう。

② ATM、銀行内費用、また運搬コストの削減

現金決済インフラを維持するためのコストは、年間 2.8 兆円 に上ると推計されており、そのうちの 9500 億円を占めるのが、日本銀行から各銀行店舗そして銀行 ATM/コンビニ ATM にかかる ATM の設置・運用コスト、銀行内費用である⁵²。ATM 機器費・設置費だけで 1900 億円のコストがかかっており、そこに現金輸送の際の警送会社委託費 1200 億円、ATM 事業運営経費 1700 億円が加わる。銀行店舗は現金を扱う業務のため仕方がないが、現金関連業務・窓口人件費に 4100 億円ものコストがかかっている。これらのコストをキャッシュレス化が進むことにより削減できるのである。

③ 現金を引き出す手間が不要、取引（小売店等）の迅速化・効率化

ATM が不要となり、ネットバンキング、モバイル決済が主流となれば当然、現金を引き出す手間が不要となる。またこれまで現金を用いていた場面での取引がスムーズになることが考えられる。例を挙げると小売店の現金取引である。諸外国では、アマゾン GO（アメリカ）・アリババ淘珈琲（中国）等のキャッシュレス店舗が話題となっている。日本においても小売店（スーパー、衣料品店）における無人レジが出始めており、少子高齢化の進展とともに労働力不足が懸念されるなかこうした動きが加速化することが予想されるが、このことは顧客体験面における満足度の向上につながる（レジ待ちのイライラ感の解消等）ことにもなる⁵³。

かつてのクレジットカードを用いた取引はかなりの時間を要していたが、IC カード化と PIN 入力により、相当程度に取引の迅速化は進展してきている。さらに、コンタクトレスカードや電子マネーでは、一段と取引の迅速化が図られている⁵⁴。これらのことから、現金よりもキャッシュ

⁵¹ 斉藤（2018）p. 44.

⁵² 経済産業省 商務・サービスグループキャッシュレス推進室（2022）p. 9.

⁵³ 斉藤（2018）p. 44.

⁵⁴ 斉藤（2018）p. 44.

ュレスのほうが取引を迅速に行えるであろう。

これは小売店だけに限らず、公共交通機関にもいえることである。公共交通機関における現金利用の禁止（特にバス）が、取引の迅速化に役立つとともに、運行のスムーズ化にも貢献することとなり、個々の経済主体にとってのメリットにとどまらずに、経済全体に波及するメリットにもなっている⁵⁵。また流通・サービス業の現金関連業務人件費は年間1兆4500億円であり、これを削減できることもキャッシュレス化のメリットであろう。

まとめると、キャッシュレス化のメリットとは現金関係にかかっていたコストと時間の削減、それによる生活の利便性の向上である⁵⁶。

④ 訪日外国人観光客の利便性向上と、より効率的な観光地運営

訪日外国人旅行者による日本国内における消費額は、年々増加しており、2018年には4兆5189億円までに成長してきている⁵⁷。訪日外国人旅行者数のうち、特に中国、韓国、台湾は非常に多く、2011年から5か年間、各月ごとに見ても、そのシェアは約50～70%で推移しており、全体に占める影響力の大きさが見て取れる。また、2018年の訪日外国人旅行者の消費額の詳細を見ると、中国が1位（1兆5450億円）であり、全体の34.2%を占め、2位の韓国、3位の台湾を合わせると、全体の60.1%にまでなっている⁵⁸。前述したように韓国と中国はキャッシュレス化が進んでおり、自国では決済方法のほとんどがキャッシュレスのものである。そのような両国民が訪日した際、現金よりもキャッシュレス決済のほう消費を促進できると考えられる。観光地側にとってもキャッシュレス決済のほう、支払い手続きが迅速で、回転率が上がり、観光地側にとっても収益が入るというメリットがあると考えられる。

4.4 キャッシュレス化のデメリット

対して、キャッシュレス化のデメリットについても並べていきたいと思う。

① 現金利用が制限されることによる不便性

これは、現金通貨が完全に廃止されない限り生じうる問題である。スウェーデン、デンマーク、イギリス、韓国など国によっては、キャッシュレス化の促進のために、一部の小売店で現金通貨での支払いを拒否する権限を与えているところもある。このような対応はキャッシュレス化を進める上では、ある程度必要であるとの考え方もできるが、現金通貨は、金融から疎外されている人にとっては、いわゆる最後の決済手段である⁵⁹。

それは外国人観光客も然りである。国際化の流れの中で、外国人旅行者が使いやすい決済手段

⁵⁵ 齊藤（2018）p. 44.

⁵⁶ 経済産業省 商務・サービスグループキャッシュレス推進室（2022）p. 9.

⁵⁷ 九鬼（2019）p. 1.

⁵⁸ 九鬼（2019）p. 1.

⁵⁹ 北村（2017）p. 75.

とは、彼らが自国で使っている決済手段（例えば、アリペイや、Apple Pay、銀行のデビットカード）であろう。これを日本で使えるようにするためには、日本の決済システムにそれらの決済手段を認証する仕組みを作る必要がある。日本の金融機関は国内の現金決済の一部をクレジットカードやデビットカードの支払いで代替しようという意味でのキャッシュレス化、あるいはブロックチェーン技術を使った民間発行のデジタル通貨の発行によるキャッシュとの代替には前向きだが、海外発行の電子マネーやデビットカードなどとの互換性を認めることには非常に慎重である。

この部分での対応が遅れると、日本国内だけにガラパゴス化したキャッシュレス社会ができてしまい、外国人旅行者を間接的に排斥してしまうことになりかねない⁶⁰。金融から疎外された人々や外国人観光客、また現金志向の人をどのように扱うのが問われる。

② プライバシー保護、セキュリティの問題

キャッシュレス化の流れが進んでいく中で問題として取り上げられるのが、セキュリティ面の問題である。その例として、以下の事件を挙げながら述べていきたい。2018年1月26日に仮想通貨取引所であるコインチェックからわずか10分程度で仮想通貨 XEM（NEMの通貨単位）が5億 XEM 以上（時価換算で580億円）流失するという事件が発生した。3月末には全額他の仮想通貨、そして究極的には法貨に換金され、犯人はいまだ捕まっていない。仮想通貨の盗難事件はしばしば起こっているが、この規模での盗難は史上初である。

この規模の事件は現金輸送の強盗では起こらない。すなわち、現金を一度に580億円輸送するためには、相当の輸送力のあるトラックと相当数の人間とそれなりの時間が必要であり、かつそれを第三者に気づかれずに行うことはほぼ不可能である。今回、事件の起こったコインチェックは事後的に検証するとセキュリティ管理上の問題点が多々あったことが分かり、金融庁から業務改善命令という行政処分を受け、コインチェック自体は結局、マネックスの完全子会社となった。この事件から改正資金決済法にもとづく仮想通貨取引所のセキュリティ管理体制に関する金融庁の対応が見直され、2018年3月8日にコインチェックを含む7社の交換業者に業務改善命令等が金融庁から出された。

それに対して、デビットカード、クレジットカード、電子マネーなどは適正に管理されており、銀行等の金融機関はセキュリティ上の対策は万全であるとの見方があるかもしれないが、仮想通貨と同様で、セキュリティ上の問題は管理の脆弱なところで発生している。具体的には、小売店レベルでのクレジットカード情報の漏洩などを通して、クレジットカードの不正使用が頻繁に発生している⁶¹。キャッシュレス化が進んでいる国はどれも高いIT技術を誇っていることを顧みると、キャッシュレス化には不正利用を防ぐセキュリティの強固さが求められるのである。また不正利用だけでなく、個人情報の漏洩もリスクとして挙げられる。

⁶⁰ 北村（2017）pp. 75-76.

⁶¹ 北村（2017）p. 76.

③ 災害時等、緊急時に使用不可に使えるなくなるリスク

大災害時、ライフラインが使えなくなった際には、電子マネーなど電子機器を用いることが不可能である。そのようなリスクがあることもキャッシュレス決済のデメリットである。

おわりに

キャッシュレス化の進展には、現金を使えないことによる不安要素や、プライバシー、セキュリティの問題等のデメリットがある一方、支払手続が簡単・迅速となることや、現金の製造、運搬をはじめとする様々なコストの削減、外国人観光客の消費促進といったメリットが存在する。さらに、デメリットに関しては、IT技術の進歩やキャッシュレス決済の浸透により、リスク回避が可能であることから、キャッシュレス化はこのまま推進されていくべきであると考えられる。

参考文献

- ・北村行伸（2017）「キャッシュレス化の実態とその課題」,
https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news300731_4.pdf（参照 2025 年 1 月 24 日）
- ・キャッシュレス決済研究会（2020）「キャッシュレス決済がこれ 1 冊でしっかりわかる教科書」.
- ・九鬼令和（2019）「訪日外国人旅行者（中国、韓国、台湾）の延べ宿泊者数の 影響要因とそれらに基づく政策評価の研究」 首都大学東京博士論文.
- ・経済産業省（2022）「キャッシュレス更なる普及促進に向けた方向性」,
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/cashless_future/pdf/001_05_00.pdf（参照 2025 年 1 月 22 日）
- ・経済産業省（2024）「2023 年のキャッシュレス決済比率を算出しました」,
<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240329006/20240329006.html>（参照 2025 年 1 月 22 日）
- ・経済産業省商務・サービスグループ キャッシュレス推進室（2022）「キャッシュレス将来像の検討」,
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/cashless_future/pdf/001_06_00.pdf（参照 2025 年 1 月 22 日）
- ・経済産業省商務・サービスグループ キャッシュレス推進室（2023）「消費者実態調査の分析結果」,
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/cashless_future/pdf/005_05_00.pdf（参照 2025 年 1 月 22 日）

- ・ 経済産業省商務・サービスグループキャッシュレス推進室（2025）「キャッシュレス決済の“いろは”」,
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/cashless/image_pdf_movie/cashless_iroha.pdf（参照 2025 年 1 月 24 日）
- ・ 斉藤美彦（2018）「キャッシュレス化のメリットと実現可能性について」,
https://www.j-credit.or.jp/information/download/ccr_08/ccr_paper_8-3.pdf（参照 2025 年 1 月 22 日）
- ・ 財務省 財務総合政策研究所（2019）「デジタル時代のイノベーションに関する研究会」報告書 第 9 章 韓国の動き,
https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2018/digital2018_report09.pdf（参照 2025 年 1 月 24 日）
- ・ 財務省 財務総合政策研究所（2019）「デジタル時代のイノベーションに関する研究会」報告書 第 6 章 スウェーデン及びドイツにおけるキャッシュレス化の現状と課題,
https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2018/digital2018_report06.pdf（参照 2025 年 1 月 24 日）
- ・ 消費者庁（2020）「令和 3 年版消費者白書」,
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/2021/white_paper_130.html
 （参照 2025 年 1 月 24 日）
- ・ 総務省統計局（2019）「2019 年全国家計構造調査 家計収支に関する結果 結果の要約」,
<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/youyaku0309.pdf>（参照 2025 年 1 月 24 日）
- ・ 趙彤・水ノ上 智邦（2020）「中国の新興決済機構のイノベーション」,
https://www.jstage.jst.go.jp/article/agishiten/31/1/31_03/_pdf/-char/ja（参照 2025 年 1 月 24 日）
- ・ 卫娣（2020）「モバイル決済の国際比較研究 ―スウェーデンと中国について―」,
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jamsjsaam/26/0/26_91/_pdf/-char/en（参照 2025 年 1 月 24 日）
- ・ 中田真佐男（2019）「地方におけるリテール決済のキャッシュレス化の進展に向けた課題」,
<http://srda.eco.saga-u.ac.jp/KSPS/2019/KSPS2019kikou1.pdf>（参照 2025 年 1 月 24 日）
- ・ 方斌（2005）「流通政策の主体とその流通市場への影響」,
https://www.seiryo-u.ac.jp/u/research/gakkai/ronbunlib/e_ronsyu_pdf/No99/p025-032_fan.pdf（参照 2025 年 1 月 24 日）
- ・ 前田真一郎（2018）「日本におけるキャッシュレス化の現状と推進要因の分析」,
https://www.j-credit.or.jp/information/download/ccr_08/ccr_paper_8-2.pdf（参照 2025 年 1 月 22 日）